

## 西山のぶひで議員（日本共産党・京都市伏見区）12月9日

### 副知事のセクハラ発言——府として対応と検証せよ

【西山議員】日本共産党京都府会議員団の西山のぶひです。会派を代表して質問いたします。よろしく願いいたします。

質問に入る前に、一点指摘させていただきます。先日報道されました山下副知事のセクハラ発言についてです。報道によれば、副知事が海外出張中、ジェンダー問題に取り組む団体の代表理事である女性へ発言された内容がセクハラと指摘されています。女性は本府へ対応を依頼後、副知事本人から連絡があったため、西脇知事へ組織的対応について公開質問をされております。本来、ハラスメント被害の根絶をめざすべき行政において、あつてはならないことと考えます。被害告発された方への丁寧な対応はもちろんのこと、早急に事実の究明をはかるとともに、問い合わせ後の対応についても本来の組織的なハラスメント対応に照らして適切であったのかも含めた検証を実施すること、そして検証結果については府民・議会への報告を求めておきます。

### すべての人の医療アクセスの保障するため公的発熱外来の設置を

【西山議員】では質問に入ります。コロナ感染は、病床使用率が11月末以降、47%以上の状況が続いており、新規感染者も今週に入って2000人以上の日が続くなど切迫しています。

また季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されています。多くの府民が医療にアクセスできる環境整備、医療・公衆衛生体制の拡充は待ったなしです。

ところが、岸田政権はこの間、陽性者の「全数把握」を見直し、65歳以上の高齢者や小学生以下の子どもなどに外来受診を限定するなど、医療アクセスを狭めてきました。そして本府もその方針に追随した結果、自宅療養者の数値が公表されず、現役世代の陽性者はフォローアップセンターへ通告された以上におられる可能性もあります。こうした科学的な分析ができない事態のもとで、府民に対し一般的な予防行動を呼びかけても、説得力の欠けたものになっているではありませんか。

医療アクセスを拡充するうえで、国の10月の通達においても、「公的検査・発熱外来の強化」が必要と指摘されています。本府では約1000カ所の地域の医療機関をコロナの診療・検査医療機関としてきたほか、医療機関への検査キットの配布をされ、今議会に提案されている補正予算でも、指定医療機関が増加されています。一方で地域の診療所では動線の確保等の課題で、指定機関に手を上げられない実態もあります。そこに、岸田政権が緊急包括支援交付金の病床確保料の条件に、経営状況によっては減額するという措置が講じられようとしています。これに対応しようとするれば、即応病床数を減らすしかありませんが、そもそも感染の急拡大に備えるための病床が不足する事態にもつながり、京都府保険医協会をはじめ地域からも反対の声が広がっています。全国知事会からもすでに見直しを求める緊急提言が政府に提出され、国は批判の声を受け知事判断により医療機関の対象外を設定できるとされました。しかし、減額措置そのものは残っており、問題が解決されたわけではありません。これまでコロナ患者を受け入れてきた地域の病院が維持できるかどうかの瀬戸際です。こうした事態だからこそ、本府による発熱外来と病床確保に向け

た努力が求められています。

そこどうかがあります。医師会とも連携して、中学生から65歳までの方も含めインフルエンザ等の発熱者にも対応できる公的発熱外来を設置するべきではありませんか。

病床確保料の減額を中止するようを国に求めるべきではありませんか。

## 施設・在宅での留め置き死亡を検証し原則入院を保障せよ

【西山議員】次に、高齢者施設における留め置き問題についてです。これまでも紹介したように高齢者施設においてクラスター等が発生し、他の疾患もお持ちの方が入院できずに亡くなられておられます。ある高齢の方は施設入所中にコロナに罹患し、酸素飽和濃度が低下。国の「診療の手引き」において入院が必要な症状と現場が判断され保健所に連絡されましたが、「入院できない」との返事でした。施設は救急にも連絡されましたが、「コントロールセンターが入院不可と判断している」とのことでした。最終的には病院に運ばれ、一命ととりとめられました。知事は9月議会の代表質問でも、決算特別委員会の総括質疑においても、「入院医療コントロールセンターにおいて…療養方針を丁寧に判断しており、入院が必要な患者は入院していただいている」と答弁されてきました。現実にはできていない方がおられ、その末に亡くなられたケースも多数あります。第6波の昨年末から4月にかけては、高齢者施設等の施設内で亡くなられたケースが50件と報告されていました。しかし、それ以降は報告されていません。一方、警察本部の資料では、11月末までで不審死・孤独死などで検視されたご遺体のうちコロナ陽性者が64人、うちコロナが死因という方が21人など、昨年度よりも倍増しています。

現場で手を尽くしても、残念ながら救えないケースもあります。しかし、行政の責任としてせめて医療にアクセスできる状況にすることが必要です。なぜ入院できなかったのか、個別ケースについて真摯な検証が必要です。

そこどうかがあります。入院できず亡くなられたケースを検証し、繰り返さないためにもどこに課題があるのか明らかにし、原則入院できるように改善するべきではありませんか。

ここまでまずお願いします。

【西脇知事・答弁】西山議員のご質問にお答えいたします。

発熱患者への対応についてでございます。発熱患者に対応する診療検査医療機関につきましては、京都府医師会のご協力を得て拡充を進め、12月9日時点で1,008か所となっております。加えて、市町村が地区医師会と連携して設置する休日急病診療所に、発熱患者の診療枠の拡充を要請いたしますとともに、休日の発熱患者対応に対する助成に必要な補正予算を今定例会に提案し、ご議決いただいたところでございます。

引き続き、京都府医師会をはじめとする関係団体と連携しながら、必要な診療体制を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に病床確保料についてでございます。コロナ対応で引き続き確保病床数を維持していく必要がある中で、今回の国の見直しにより確保病床に影響が生じないよう、国に対しまして全国知事会等を通じ、地域の実情や各医療機関の個別事情を十分考慮の上、実態に即した柔軟な運用になるよう求めてまいりました。この結果、都道府県知事の判断で小児・周産期等の特定の診療科や、コロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関などについて、病床確保料を減額する対

象から除外できることとなったところでございます。

今後とも国に対しましては、新たな課題が生じた場合など地域の実情を踏まえた柔軟な運用を求めてまいりたいと考えております。

次に事例の検証と入院調整についてでございます。

新型コロナウイルスは変異を繰り返しながら種類を増やし、重症化リスクや感染力を変化させてきたことから、その都度検証し、対策を見直しながら対応してまいりました。

施設で療養される方に対しましては、協力医療機関や施設医などの協力のもと、施設等で療養される陽性者の診療が可能な体制の確保を図ってきたところでございます。

また、入院医療コントロールセンターでは、基礎疾患の有無や症状、食事や水分が取れないなどの全身の状態も考慮したうえで療養方針を判断しており、入院が必要な患者は入院していただいているところでございます。

今後とも新型コロナ対策につきましては、その都度状況を検証しながら臨機応変に対応し、府民の命と健康を守るよう万全の対策を講じてまいりたいと考えております

**【西山議員・再質問】**発熱外来について1,008か所に増やしてきたということなんですけれども、現場の医師からは「発熱外来の対応が長期化して疲弊している」と。あるいは、「診療所の条件が悪くて外来対応は出来ないけれども協力したい」という声もあります。だからこそ、公的に外来センターを設置することも検討すべきだと考えます。

そこで再質問いたします。例えば秋田県では、感染拡大時に県庁でドライブスルー方式により実施された事例もあります。センター方式については、なぜ検討されないのかお答えいただきたいと思います。

もう一点、留め置きの問題についてです。

原則入院できているというご答弁ですけれども、現実に入院できていない事例があつて、その検証もせずにそんなことは言えないと考えます。現場からは、せめて保健所を介せずに現場の臨床医とコントロールセンターの医師が直接協議できる仕組みを求める声まで上がっておりますが、こうした要請についてはどう受け止めておられますか。お答えください。

**【西脇知事・再答弁】**発熱外来の公的設置でございますけれども、現在のそれぞれの医療機関での窓口の状況を見ますと増加はしているものの、まだ逼迫した状況ではございませんが、我々コロナと季節性インフルエンザの同時流行という非常に膨大な数になることを懸念しております。いま秋田県の例がございましたけれども、実際にそうした多くの方のインフルエンザも含めた患者を治療いたしますと、やはりそこは日頃からそうしたかかりつけ医等の機能を果たされております、診療検査医療機関のところの拡充を進めることが何よりも重要だと考えておまして、現時点におきましては、公的な発熱外来の設置は検討しておりません。

また入院医療コントロールセンターの入院の判断についてでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、患者の発生状況、患者一人ひとりの症状、また受け入れ医療機関の状況等を含めて、総合的に判断した中で判断をしておまして、保健所を通ず、保健所を通さないに関わらず、感染患者の状況を見ながら的確に判断をしておまして、入院医療コントロールセンターの機能が的確に判断するように、我々も全力で支援してまいりたいと考えております。

【西山議員・指摘要望】公的発熱外来センターについては、これまでも医療が逼迫してきたという状況もあります。これまでの状況の中で医師会と現場の声にぜひ耳を傾けていただいて、全国の事例もぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

すでに第8波に入り始めているという指摘もあるもとの、検証もせずに同じように医療へアクセスできないまま命を落とされるような事態は繰り返してはならないと考えます。この点は強く指摘をさせていただきます。

## 内需をあたためる賃上げを軸にした緊急対策を

【西山議員】次の質問に移ります。府民の暮らしと京都経済を守るための緊急対策についてです。

総務省が発表した10月の消費者物価指数は生鮮食品を除く総合指数で前年同月比3.6%上昇、オイルショック以来40年ぶりの急激な物価上昇となっています。府内でも京都市消費者物価指数は前年同月比3.4%上昇、13か月連続上昇です。特に、食料品や光熱費など消費者に身近な分野で上昇しており、これに総務省の「家計調査」で2人以上の平均的世帯の費目別支出額に物価上昇分を適用すると、年間13万円の負担増となることがしんぶん赤旗で報じられています。これが個人消費を冷え込ませるうえ、原材料費やエネルギー価格の高騰は中小企業・小規模事業者の経営も圧迫します。さらにアベノミクスで異常な円安をもたらした結果、物価高騰をさらにおしあげています。そのため地域経済の立て直しには緊急に物価を抑える施策と同時に、抜本的に内需をあたためる必要があります。

内需のあたためには賃上げを軸とした対策が必要です。岸田政権も「構造的賃上げ」と掲げていますが、中身はリスキング（学び直し）によるキャリアアップ支援や副業・兼業支援等、また国は「労働移動が少ないことが生産性向上の足かせになっている」として労働移動の促進を掲げています。しかしこれでは効果がありません。日本では雇用の流動化のためとして人材派遣が自由化され、非正規雇用が増加しました。能力があっても、不安定雇用のため景気変動のたびに切られてきた方がたくさんおられます。企業は人件費を抑えなければ生き残れず、非正規雇用の増加と一体で、正規労働者の長時間労働を生み出しました。これが労働生産性を下げて、賃上げできない状況を創り出しています。そこで、政策転換による安定雇用を広げること、賃上げできる環境整備が必要です。

非正規雇用は、その多くを女性が担っており、男女の賃金格差の原因にもなっています。男女の賃金格差は民間給与実態統計調査によると年収で243万円にもおよびます。本府においても男性の賃金を100とした場合の女性の賃金は全産業平均で56.8、非正規雇用が多いとされる卸売業・小売業では49.6となっています。そこで男女の賃金格差をなくすうえでも、同一価値労働同一賃金の原則化、非正規雇用の労働条件を抜本的に改善して正社員との格差をなくす等の施策が必要ではありませんか。

また京都地方最低賃金審議会で、最賃の引き上げに対し、中小企業への社会保険料の負担軽減など、「真に直接的かつ総合的な抜本的支援策」が求められてきましたが、こうした施策は国にありません。本府議会でも昨年、「コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書」において「賃金引き上げができる環境整備」を求めてきたところです。そこで伺います。社会保険料の負担を賃上げ分に応じて減免することや直接的な賃上げ助成金制度の創設など、直接的支援を国に求め、同時に本府としても非正規雇用

の改善を含めてどういう支援をされていくおつもりか、お答えください。

## 消費税減税、中小企業・小規模事業者への新たな融資制度を求める

次に中小企業・小規模事業者支援についてです。長期化するコロナ禍と物価高騰、さらに来年から本格的に返済が始まるいわゆるゼロゼロ融資の返済という「三重苦」問題が深刻です。京都中小企業家同友会の景況調査報告では、「流通・商業、サービス業、京都中北部、正規従業員数『4人以下』の企業における景況回復や物価の安定が必要不可欠となっており、先行きへの『不透明感』がにじむ」と指摘されています。ゼロゼロ融資の実績は、昨日の本会議で自民党議員へ答弁されたように府内で約4万7000件、1兆円とされています。東京商工リサーチの「債務の過剰感についてのアンケート」では、債務について「コロナ後に過剰になった」中小企業が19.4%、「コロナ前から過剰感」の11.3%と合わせて30.8%が「過剰債務」と回答しています。

この間、日本共産党京都府会議員団として京都信用保証協会や信用金庫、中小企業団体、モノづくりの事業所等へお話を伺ってきましたが、「資材が高騰して、このままでは仕事を受けるほど赤字になりかねない」「事業の見通しが全く立たないまま、融資の返済が始まる」「3割の企業が返済できない可能性もある」との声が上がっています。

こうした状況を打開するためには、まず緊急的に物価上昇を抑える仕組みと、中小企業の経営が維持できる制度が求められます。しかし、岸田政権が打ち出した政策は、物価全体ではなくエネルギー価格等限定的で、これまで高騰してきた原材料や仕入れ価格までカバーするものではありません。加えて、そこにインボイス制度が導入されようとしています。府内経済も支える多くの個人事業主等の納税免除がはずされれば、関連する多くの業者の収入減少は避けられず、最悪の場合は廃業に追い込まれる業者もうまれかねません。そこでまず国の制度にかかわってうかがいます。物価全体を抑える最も効果的な施策は消費税の減税です。知事はこの間、「国において検討されるべき」「社会保障財源にとって必要」との答弁を繰り返されておられますが、物価高騰対策として有効とはお考えになられませんか。

また、府内の経済実態を踏まえ、インボイス制度の中止と、消費税の納税困難な事業者への特例的な減免・猶予制度等を国に求めるべきではありませんか。

ゼロゼロ融資については、国は新たな規模のものへと借り換え可能な信用保証制度等を補正予算で議決しています。同時にその条件として、事業再生計画についてより厳しく審査されることも示されています。もとより国は、経営改善できない中小企業の淘汰の議論をされていますが、実際には小規模事業者への支援こそ求められています。府内企業の実態に応じた施策が求められています。そこで、これまでの債務とは別枠で切り離し、事業規模に関係なく無利子・無担保で一定期間返済を猶予する新規融資制度など、新たな制度を国に求めるべきではありませんか。

そして本府として独自に中小企業・小規模事業者が無条件に経営を維持できる支援が必要です。京都市では中小企業に5万円、個人事業主に3万円の支援金を給付するとされています。ほかにも府内市町村でこれまでから独自の給付金等、実施されてきました。知事は「事業支援や雇用維持のベースとなる支援は国の役割」と否定されますが、いま国がやらない以上、京都府として光熱費や家賃等を含むさまざまな固定費支援を実施するべきではありませんか。

さらに、こうした施策を緊急的に急ぎながら、事業倒産等の事態が広がる懸念があるもと、府民生活を支える越年対策が求められます。わが党議員団として9月議会閉会日に2023年度予算要

望を実施しましたが、その中でも来年度予算を待たず、緊急に越年対策が必要であると補正予算の検討を求めておりました。中でも、本年9月末で終了した生活福祉資金のコロナ特例貸付について、特に緊急小口資金が年明けから返済開始されますが、物価高騰もあいまって府民の生活はより厳しくなっています。京都労働局の最新の雇用失業情勢によれば、「持ち直しの動きが広がりつつあるものの、求職者が依然として高水準」として、回復に至っていないとされています。加えて雇用調整助成金の特例措置も11月末で終了となり、雇用情勢は極めて不安定です。資金の貸付は、住民税非課税世帯は返済免除とされているものの、所得が落ち込む中にある方にとっては、「借りた時よりも苦しいのに返済が始まる」という声もあります。また去年は、本府が実施した「府民に寄り添った地域活動緊急支援事業」も積極的に活用され、地域の幅広い団体が生活に困窮する世帯への食料品・生活必需品などを提供する取り組みを実施されました。私もいくつかの団体の取り組みを拝見しましたが、「家の食料が底をついて大変助かった」など歓迎の声を伺ってきました。そのため「今年も実施してほしい」との要望がわが議員団にも多数寄せられています。本年9月末で終了した生活福祉資金のコロナ特例貸付について、一度利用された方の追加貸付も含めて再度実施、また返済免除の緩和や雇用調整助成金の特例措置の延長など国に求めるべきと考えますがいかがですか。そのうえで本府も地域活動緊急支援の再実施など検討すべきではありませんか。

**【知事・答弁】** 同一労働同一賃金に基づく処遇改善と賃金引き上げについてでございます。京都府では、これまでから非正規労働者の雇用環境改善について、同一労働同一賃金に基づく処遇改善を国や経済団体に要望致しますと共に、セミナーや社会保険労務士による無料相談会の開催等による周知に組み、誰もが働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいるところでございます。また賃金引き上げにより労働者の生活の安定と向上が図られることが、経済の好循環をもたらし、さらに地域経済の活性化に繋がることから賃金引き上げは重要でございます。一方で中小企業の事業継続のためには、原資となる利益を確保しながら賃金を引き上げていくことが大切であると考えております。そのため国に対して中小企業の賃金引き上げに向けた支援制度改善などを要望するとともに、京都府としても中小企業の経営安定に向けた支援や、利益確保につながる生産性向上の取り組みの支援を実施してまいりました。今後ともあらゆる政策を総動員し、雇用環境の改善や賃金引き上げができる環境の整備に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。なお社会保険料につきましては、労働者が安心して就労できる基盤を整備することは、労働者を雇用する事業主の責任であり、また労働者の健康の保持及び労働生産性の増進が図られることが事業主の利益にすることから、直接保険給付を受ける労働者と事業主双方で応分の負担を行うことが基本であると考えております。

次に消費税及びインボイス制度についてでございます。消費税につきましては、全世代型社会保障に必要なものとして法律で税率の引き上げが行われたものであり、少子高齢化社会におけるわが国全体の社会保障財源の問題として、国において検討されるべきものと考えております。またインボイス制度は、消費税率引上げに伴う低所得者対策として軽減税率が導入され、複数税率になったことに伴い、売り手と買い手の双方において取引における消費税率と税額党を一致させ、適正な課税を行うために必要な仕組みとして、令和5年10月から導入することとされております。制度の円滑な導入を図るため、国におきましては、IT導入補助金や持続化補助金による中小事業者の事務負担の軽減や販路開拓など、免税事業者を始めとした事業者のインボイス制度導

入に向けた環境整備に取り組まれております。また新たな対策として、免税事業者が課税事業者を選択した場合の納税額にかかる負担軽減措置等についても現在検討が進められているところでございます。京都府といたしましても、国による制度改正等の動向も注視しつつ、インボイス制度導入に向けた周知などに取り組みますとともに、中小事業者に与える影響を踏まえながら制度の円滑な導入に向けて引き続き必要な支援を行うよう国に求めてまいりたいと考えております。

次に資金繰り支援についてでございます。コロナ禍で厳しい経営環境にある中小企業小規模事業者を支援するために実施した無利子無担保無保証料の融資につきましては、中小企業の事業継続を支える大きな役割を果たしました。しかし、無利子期間の終了と元本返済開始のピークを来年度に迎える状況の中、原油価格・物価高騰の影響が加わり、中小企業の資金繰りが一層深刻化する恐れがございます。そのため国に対しては、事業者が条件変更する際に必要となる信用保証料への支援や、借り換えが可能で長期低金利となる新たな融資制度の創設を繰り返し求めてきたところでございます。その結果12月2日に成立いたしました国補正予算におきまして、借り換えにも対応する新たな信用保証制度の創設が措置されました。今後新たな信用保証制度の詳細が明らかになりましたら、京都府としても新たな融資制度を速やかに立ち上げたいと考えております。引き続きあらゆる政策を総動員することにより、中小企業の事業継続に全力で取り組んで参りたいと考えております。

次に固定費への支援についてでございます。固定費支援など事業継続や雇用維持のベースとなる支援は国が担い、京都府は地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要であると考えております。そのため国に対しまして、家賃支援給付金の再給付やエネルギー価格の低減措置などを繰り返し求めて参りました。京都府としては、持続的な経費削減につながる設備投資や経営効率化をきめ細かく支援してきたところであり、6月議会及び9月議会で議決を頂きました

「原油価格・物価高騰等小規模事業研究支援事業」につきましても、当初の想定を超える約1万4千件もの申請をいただいたところでございます。こうした支援により、中小企業や小規模事業者の将来にわたるコスト低減や経営効率化が進展し、経営体制の強化につながっているものと考えております。引き続きあらゆる政策を総動員し、中小企業の事業継続を全力で支援してまいりたいと考えております。

次に生活福祉資金の特例貸付についてでございます。コロナ禍の影響により収入が減少した世帯の暮らしを支えるため、京都府社会福祉協議会においてこれまで延べ約11万7千件、約483億円の貸付を実施していただいたところでございます。また貸付を受けた方のうち、住民税非課税世帯につきましては、国により習慣が免除されることとなっており、現在令和5年1月から開始される約6万9千件の償還のうち、45%にあたる約3万1千件について償還免除の申請を受けているところでございます。京都府といたしましては、特例貸付の償還が生活に困窮された方々の生活再建の妨げとならないよう、引き続き償還免除要件の緩和などを国に求めているところでございます。また雇用調整助成金の特例措置につきましても、これまで国に対し措置の延長などを求めてまいりました。社会経済活動の回復に向けた動きが本格化し、観光、飲食産業などを中心に人手不足が顕著となっている中で、助成金の利用はピーク時から約7割減少しておりますが、コロナ禍以前と比べると今もなお多くの業種で利用されていることから、引き続き雇用情勢に合わせ柔軟に対応するよう要請してまいりたいと考えております。

次に年末年始の地域活動緊急支援についてでございます。令和3年度は57のNPO等の民間団体が、京都府の地域活動緊急支援事業を活用し、年末年始にコロナ禍の影響を受けた生活困窮

世帯へ食料品や生活必需品を無償で提供する活動を行ったところでございます。令和4年度に入り、原油高、物価高騰などの影響もあり、府民の暮らしが厳しい状況に置かれていることから、現在地域の社会福祉協議会を通じて食料品等をするとともに、住居確保や就業などのなどの必要な支援につなげる「物価高騰対策緊急生活支援事業」を実施しているところでございます。年末年始に向けましても、この「物価高騰対策緊急生活支援事業」の一環として、生活困窮世帯の支援に取り組む NPO やボランティアグループなどにも食料品等の支援物資が提供され、さらに幅広い方々に支援の手が届くものと考えております。今後とも社会経済の状況や物価高騰の影響を注視し、支援を必要とする方々の暮らしをしっかりと支えてまいりたいと考えております。

**【西山議員・指摘要望】** まず消費税についてです。物価高騰の以前と同じ答弁を繰り返されておりますけれども、この間経済状況は変わっておりますので、そうした現場の状況をふまえて国に減税を求めていくことが私は必要だと思います。岸田政権の物価対策は生活必需品なども高騰している状況にとっても追い付かないものです。先ほども紹介しましたがけれども、オイルショック以来40年ぶり規模の物価高騰という事態ですから、ぜひ国への強い働きかけが必要だと思いますので、その点は要望しておきます。

生活福祉資金の貸付について、先日わが会派として厚労省へ要請にうかがいました。返済については住民税非課税世帯が免除となりますけれども、その他物価高騰等による生活激変等の状況があれば、返済猶予や分割納付など柔軟な対応も可能との見解を伺っています。本府としても周知・徹底いただくようこれも要望しておきます。

制度融資について、多くの事業者が返済できずに廃業されていけば、地域経済・雇用に深刻な影響が広がります。国への働きかけと同時に本府独自に早急を実施されることを求めます。その際、無利子・無担保・無保証料であることはもちろんのこと、多くの中小企業が利用できる支援となるよう求めておきます。

**【西山議員・再質問】** 2点再質問いたします。非正規雇用の改善について、本府として丁寧な事業所支援をされているということですがけれども、例えばリーマンショック時に実施されたような緊急雇用創出事業も含めて検討されないのか。知事のご認識を伺います。

もう1点は、地域活動緊急支援について、ご答弁のように先日、地域の社会福祉協議会を通じて実施している「物価高騰対策緊急生活支援事業」の取り組みで、支援物資提供の団体を社協以外にも広げられました。このこと事態は歓迎するものです。一方、既存予算の延長であり、昨年度は「京都府が支援してくれるならば」と取り組みの規模を広げる役割も担ったと考えます。年明け以降も一定期間活用できものとして、ぜひご検討いただきたいですがけれども、いかがでしょうか。

**【知事・再答弁】** 西山議員の再質問にお答えいたします。まず1点目のリーマンショック時に行われました緊急雇用創出事業について検討しないかというご質問ございました。実はリーマンショックの時に起こっている経済状況と厳しさの上ではなくて、かなり性格が異なっていることもございますあの今食事を行った緊急雇用創出事業にはあのそれなりに有効な効果があったというふうに思っておりますけれども、現在はそれとは別に、もともと雇用調整助成金の非常に特例給付という緊急的な措置も合わせて講じた上で、京都府としては、きめ細かな雇用対策を講じてい



るところでございまして、今回のこのコロナ禍という中での厳しい状況については、今の対応が国がベースのことは行い、我々が地域に応じたきめ細かな対応するというので、なんとか府民の生活また事業者の皆様を支えてまいりたいと考えております。それから2点目の年明けに向けてもということで、年末年始にかけて考えておりますので、その実施時期等につきましては、府民の皆様になるべく分かりやすいように周知した上で安心を届けてまいりたいと考えております。

**【西山議員・指摘要望】**いま雇用情勢はとても不安定です。数値として現れてからでは遅くなってしまいます。寄せられている相談事例もぜひ検証いただいて、早急な対策を検討いただくよう求めておきます。

生活支援についても、年始以降も年度末も含めて支援が広がるように、補正予算を組むことを含めて取り組みを要望しておきます。

## 物価高の今こそ、子育てへの経済的支援を抜本的に拡充せよ

**【西山議員】**次に子育て環境の充実についてお伺いします。

西脇知事は就任以来、「子育て環境日本一」を掲げ、切れ目のない一貫した支援を実施するのべられてきました。しかし、真に子育て世帯や子どもを産み育てたいと願う若い世代の方々から求められる子育て・教育費負担の軽減については、自らの役割を避け、その願いに背を向けてこられました。子育てにかかる経済的支援にこたえることは、現在の物価高騰から府民の暮らしを守り、ひいては支援を通じて内需をあたためることにもつながります。こうしたもと岸田政権も子育て施策の充実を掲げていますが、内容や財源を含めて議論が先延ばしにされている状況です。そのため、国の責任で実施すべき施策も含めて、次の子育て要求にこたえることが重要です。

第一は、子どもの医療費無料化を高校卒業まで拡充することです。この間、子育て支援医療費助成制度について2回の検討会が実施され、現行の支援対象を通院も年齢を引き上げることを求める意見も出されました。特に市町の委員からは府の制度拡充が市町の子育て施策の財政支援にもつながるとして歓迎の声が出されておりました。同検討会に委員として参加していない市町村への聞き取り調査が今後行われるとされています。先の9月議会決算特別委員会総括質疑でも西脇知事は「まずは市町村の意見を聞いてから」と府として拡充幅を示すことを避けてこられました。今こそ、拡充内容を示すべきだと考えます。入院も通院も高校卒業まで助成している自治体は府内で8市町村に広がっており、府の制度として高校卒業まで無料にすべきではありませんか。

第二は、小中学校における教育費負担の大部分を占める給食費の無償化です。給食は食育に位置づけられ、本来は教育の一環であり、本来、無償であるべきとされています。しかし国による施策が遅れるもと、全国的には、文科省の2017年度調査で76の自治体が無償化を実施されていたところから、直近ではしんぶん赤旗の調査で256自治体にも広がっていることが明らかになっています。府内でも、10月に実施された大山崎町長選で二期目の当選を果たされた前川町長も、町民の要望を受けて給食費の臨時的な無償を打ち出されました。これにより、京丹後市、伊根町、井手町、笠置町、和束町、南山城村、久御山町、宇治田原町など9市町村が臨時的な措置も含めて給食費への補助を実施しておられます。知事と教育長あてに8000筆を超える給食無償化を求める署名が提出されたとうかがっています。本議会にも同趣旨の請願が提出されています。これにもとづき、府民の声にこたえて本府も給食費無償化等の支援を実施すべきではありませんか。

第三は、高校の授業料の支援についてです。高校の授業料をめぐっては、かつて府民やわが党も求める中、2009年に国の制度で公立高校の無償化が実施されました。わが会派としても当時、授業料が払えずに高校を中退する生徒が増えていたことを踏まえ、府内の実態を把握しようと府内すべての私立高校を訪問しておりました。議会でも私学への支援制度を求めてきた中で、本府のあんしん修学支援制度が実現してきました。その後、無償化をめぐっては自民党政権に変わるなかで所得制限が設けられましたが、本来教育の無償化からは大きな後退となっています。とくに、私学において実質無償化されている対象が年収590万円未満の世帯になっていますが、共働き世帯では多くがその対象からはずされているのが現状です。そこで所得制限、公私の区別のない高校無償化の復活・拡充を国に求めつつ本府においても、授業料支援の対象を拡充するべきではありませんか。さらに高校での教育費負担をめぐっては、今年度から1人1台端末授業を開始するために、端末の原則自己負担方針としたため、教材費負担の大幅増が保護者を苦しめています。端末をめぐっては、私も議会で何度も求めてきました。そのなかで、所得に応じ1万円から2万円の助成制度が実施されることになりました。しかし、タブレット端末価格は円安のあおりを受け、約7万円から9万円を超えて価格上昇をしております。府教委は、端末が高額であることが、学校に対して保護者の総合的な負担軽減を呼びかけられました。しかし、それを学校任せにすれば、教育活動の縮小につながると指摘しておりました。実際、今年度から修学旅行の積立金等を減らすため、行先を近場にされるなど変更された学校もあるとうかがっております。それが選択肢を狭めたことになっており、指摘した通りの問題が起こっております。これ以上、問題を広げることは許されません。全国半数以上の府県が実施するように、原則公費負担への切り替えによって、教材費負担の軽減が必要ではありませんか。

第四は、大学等の高等教育機関での学費無償化や修学支援の充実、給付型奨学金の実施についてです。

そもそも、大学等高等教育機関での教育費負担が子育てにかかる最大の負担とされており、自らが返済しきれないほどの奨学金を借りて学業を修めた若い世代が子どもを産み育てることに躊躇する声を多く聞いております。京滋地区私立大学教職員組合連合が実施されているアンケートでもこのような保護者の声が紹介されています。「子ども2人を東京と京都の私大に進学させましたが、どちらも（収入）基準に合致せず銀行の教育ローンにて借入しました。借入額は合計で1千万近くに上り返済の負担はとても大きなものとなります」とのことです。しかし、岸田政権は高等教育修学支援制度の拡充について特に高学費となっている理工系等に広げる考えを示したものの、同時に対象大学を経営状況について要件化するなど、学生の願いとは別に小規模大学ほど切り捨てられるもので検討しています。学生の学ぶ権利とは関係のない要件を持ち出すもので関係者から批判の声があがっております。そこで、国の責任で所得等の要件を設けない高等教育無償化を段階的に進めるよう求めるべきと考えますがいかがですか。またせめて本府において、例えば国の高等教育修学支援制度に上乘せするなど支援を広げることや独自の給付型奨学金を実施すべきと考えますがいかがですか。

## 知事は介護保険改悪中止を国に求めよ。マイナ保健証の強制を許すな

【西山議員】次に、コロナ禍と物価高騰を前に、国民・府民の暮らしを最大限に守る施策が求められる時に、それに逆行した行政のあり方が国でも本府でも進められようとしております。以

下、数点について知事の姿勢をお聞きします。

まず、国において介護保険制度の改悪が進められようとしていることについてです。その中身は、要介護1・2の訪問介護・通所介護を自治体の地域支援事業に移行する、利用料の2割負担対象の拡大、ケアプランの有料化、老健施設の多床室の有料化、保険料納付年齢の引き下げと利用開始年齢の引き上げ、保険料の引き上げと多岐にわたり、いずれの論点でも多くの反対が広がっています。府民への影響もはかりしれません。認知症の関連団体でつくられる「認知症関係当事者・支援者連絡会議」がコロナ中の本年2月から4月に実施された全国の介護保険サービスの利用状況アンケートでは、介護サービスの利用を減らした方が26%、種類を変更した方は11%、中止した方は2%おられます。結果、「認知症の程度が進んだ」32%、「心身機能の低下」が26%との報告がされています。現在でも介護サービスの利用が低下し、身体機能へも重要な影響がでている上に、負担増による利用低下は利用者の健康を大きく阻害しかねません。加えて、介護サービスに頼れなければ結局、親族による介護が増加します。介護離職の増加や老々介護などで起こる問題を加速することにつながるのではないのでしょうか。そこで知事として、介護保険制度の改悪による府内への影響についてどうお考えになるのでしょうか。本府として実態を調査し、改悪を中止すべきと国に求めるべきではありませんか。

もう一点、国が進めている重大な問題は、マイナンバーカード促進のために健康保険証を廃止する方針についてです。岸田首相は現行の保険証を2024年に廃止するとし、マイナンバーカードに一本化すると表明されました。これまで、原則任意で進められてきたマイナンバーカードの取得を、事実上強制するもので、デジタル庁がマイナンバーカードの普及についてアンケートを実施したところ、「メリットを感じない」が29%、「手続きが面倒」が19.4%、「情報流出が怖い」が14.7%で、本来こうした不安の声にこたえることが先です。にもかかわらず、健康保険証の廃止方針を打ち出したことに、医療現場からも反対の声が広がっております。京都府保険医協会が実施したアンケートでは、府内の開業医の8割から反対の声があがっており、「費用対効果が乏しく、事務負担が増える」「医療へのアクセスが制限される」などの懸念をされています。そこで、マイナンバーカードとの一体化を狙う健康保険証の廃止については、中止を求めるべきと考えますが、知事の認識をお伺いします。

マイナンバーカードの促進の背景には、岸田政権はデジタル田園都市国家構想のもと、国・自治体が持つ個人情報をデジタル化し徴税強化をはかる目的、また民間に開放することで、民間の儲け口をつくる狙いがあります。安倍政権以来の個人情報保護法の改訂で、個人情報を匿名加工すればビッグデータとして民間に提供できるようにされています。しかしいくら加工されているとは言え、膨大な分野にわたる情報から本当に識別できないのか、個人への許可なく実施してよいのかという問題は残されています。本府は令和5年度からの法の全面施行に向けた個人情報保護条例の廃止案を今議会に提出しています。そもそも、個人情報保護法は地方自治体の取り組みが積み重ねられ法令化されたものです。その実績からも大きく後退し、法の全面施行となれば現行の府条例が定めている個人情報は本人から収集しなければならない原則、目的外使用・他団体への提供、センシティブ情報の収集の可否などを審議会へ諮問しなければならないなどの規定が、法律では認められず制度としてなくなります。そこで、これまでの府条例ではかられてきた取り組みについてどのように担保されるのでしょうか。知事のご所見をうかがいます。

こうした政治のあり方は、本府の姿勢においても問われています。コロナ感染の第8波と物価高騰の最中に、本府は自治体の役割をゆがめて水道事業の民営化に向けた広域化を進めているほ

か、多額の財政負担となる大型開発を進めています。

## 水道事業は広域化ありきではなく、住民の声を尊重せよ

【西山議員】水道事業をめぐるのは、本府からは北中部6市1町における15の浄水場の廃止などがすでに打ち出されております。

これを受けて各市町の9月議会では、「府の計画はあくまで例示」「広域化の考えはない」などの答弁がされておりました。ところが、先日開かれた知事と市町村長による「水道事業広域連携等推進協議会」では各自治体の議会や住民レベルの声は反映されてはおりませんでした。ところが知事は「賛同を得た」として広域化を進めようとしております。これは、各自治体の住民や議会との関係性を無視するもので問題です。同時に知事は、広域化や官民連携を進めることで公的責任が後退することに「誤解」と表現され、誤解を解くために情報発信していくと発言されたようです。そこで知事は、各自治体の考えについて、どのように把握され、どのような課題があると考えておられるでしょうか。広域化しない考え方も当然尊重されるでしょうか。

次に、北山エリア整備についてです。府立大学内のアリーナをめぐる、知事は先の9月議会決算特別委員会においても「学生利用を最優先」と繰り返し答弁されておりました。府立大学の学生のみなさんが実施されたアンケートでは、「スポーツを『観る』ための共同体育館についてどう思うか」という問いに4割が「市民・学生の利用をメインにしてほしい」と回答しています。アリーナが学外にあっても、学生をはじめとした府民はプロスポーツを観賞可能です。学内にアリーナ機能を持ち込めば、学生利用を最優先にすることは不可能となります。決算特別委員会で要求した資料によれば、現状の府立大学体育館の学生使用状況から算出すると、授業や入試、課外活動、年末年始等の休日をのぞけば利用可能日程は最大で40日程度しかありません。この資料は昨年4月末に大学より提出されたようですが、それより後に民間に検討させた北山エリア整備事業手法等検討業務においても共有されておらず、先日の意見聴取会議でも具体的に日数のわかる資料としては共有されておりました。これでいかにして学生利用を最優先に検討することができるのでしょうか。

また、本府は昨年度実施された住民説明会について、「今後も実施する」と住民にも議会にも住民説明会の実施を約束されました。ところが、実際には周辺の住民団体の長など一部の方にごく短時間の説明と、先日ひらかれたワークショップ形式のもののみで、さまざまな疑問や声を聞く機会は設けられておられません。知事は、学生の声も住民の声も聞かずに進めるつもりでしょうか。それぞれ幅広い声を聞く場として説明会をなぜ実施しないのか。お答えください。

北陸新幹線の延伸計画については、府内で反対の声が広がり鉄道運輸機構による環境調査も進んでおりません。11月16日に開かれた建設促進大会において、与党整備委員長の高木自民党国対委員長が当初予定通りの来年度着工に向けて、環境アセスを経た認可がなくても国が来年度予算に計上することで「事実上の着工ができる」と発言されたと報道されています。この発言は住民の声や自治体の環境アセス等、民主的なプロセスを封殺するもので重大です。知事自身は大会に参加されなかったと報じられていますが、府民からは高木委員長の解任を自民党に求める動きもあります。知事はこれらの動きをどのように認識しておられますか。環境アセスメントを軽視するような脱法的なやり方を容認されるのでしょうか。お答えください。

## 【西脇知事・答弁】

子育て支援医療助成制度についてでございます。本制度は京都府と市町村が一体となって続けられてきた制度であり、京都府が制度の基礎となる部分を作りその上で各市町村が地域の実情を踏まえ独自に上乘せ措置を講じているものでございます。平成5年の制度創設からこの間、京都府、市町村ともに厳しい財政状況にありながらも対象年齢等の拡充を順次はかってきており、令和元年9月からは中学校卒業までの通院時の自己負担上限額を月3000円から1500円に軽減するなど、全国トップクラスの支援を行っているところでございます。一方で、令和元年9月の制度拡充以降、コロナ禍を始め、子育て家庭を取り巻く社会情勢、社会経済情勢の変化もあることから医療や福祉社会保障分野の有識者等で構成する子育て支援医療助成制度あり方検討会を設置し、これまで2回の検討会議を開催したところでございます。今後とも市町村や医療関係者等の意見をお聞きしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に私立高校授業料の支援についてでございます。国の高等学校等就学支援金は平成22年度の制度創設時には、保護者の所得制限はありませんでしたが平成26年度に世帯年収910万円の所得制限が導入され、これにより捻出された財源を活用し、私立高校の生徒のいる590万円未満の世帯への加算額が拡充され、さらに令和2年度からは全国の平均授業料額まで支援が拡充されてきたところでございます。また京都府としましても、これまでから繰り返し国に拡充の要望を行っており、先月の国に対して制度の充実を求めたところでございます。引き続き保護者負担軽減のため、国に就学支援金のさらなる充実を要望してまいりたいと考えております。

またあんしん修学支援制度につきましては厳しい財政状況の中ではございますが、国の制度も活用しながら京都府独自の支援措置を行う本制度を堅持し、全国トップクラスの授業料支援を行ってまいりたいと考えております。今後とも子ども達が経済状況に関わらず安心して学べる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、修学支援についてでございます。大学生に対する就学支援につきましては、基本的には高等教育を所管する国において財源を含め全国で統一的に行われるものと考えております。国におきましては令和2年度に、従前の制度を大幅に拡充する形で高等教育の修学支援新制度を創設し、年収380万円未満の世帯を対象として、授業料の減免と給付型奨学金を併用した就学支援を実施されているところでございます。京都府としましても、これまでから給付型奨学金の対象拡大など、無償で学べる環境が拡充されるよう支援制度の充実を国に対して繰り返し要望してきたところでございます。現在、給付型奨学金制度につきましては、本年5月の教育未来創造会議の第1次提言等に基づき、令和6年度からの中間層や多子世帯への対象拡大等に向けた検討が行われるところでございます。今後とも学生が経済的な理由で学業を諦めることがないように、国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度の改正についてでございます。介護保険制度につきましては現在の社会保障審議会介護保険部会で、給付と負担の議論が行われ、被保険者の範囲の拡大、ケアマネジメントの給付や高所得者の1号保険料負担があり方などについて検討されており、今後の動向を注視しているところでございます。なお、これまでから介護を必要としている人が必要サービスを受けられないことがないように高齢者の生活実態を踏まえた適切な対応を国に要望しているところでございます。

次に従来の健康保険証の廃止についてでございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化をすすめ従来の健康保険証を原則廃止する方針が政府から示されたところでございます。マイ

ナンバーカードで医療機関を受診することにより健康医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことができるなどのメリットがあり、これまでから全国知事会とともに国の責任において普及啓発を進めるよう求めてきたところでございます。一方、デジタル技術の利用に不慣れな高齢者や、紛失など何らかの事情で手元にマイナンバーカードがない方にとって、必要な医療への受診抑制に繋がらないように配慮が必要だと考えております。京都府といたしましても、国に対しメリットや安全性について、国において丁寧に説明を行いますとともに、何らかの事情でマイナンバーカード健康保険証として利用できない方の受診についても配慮するよう求めているところでございます。

次に、個人情報保護のあり方についてでございます。京都府における個人情報の保護措置につきましては、個人情報保護法の改正によりまして、令和5年4月1日から国、地方公共団体を通じた全国共通のルールに基づいて、実施することが義務付けられたところでございます。法律には京都の個人情報保護条例の規定と異なる部分もありますが、保護のレベルを下げるというものではなく、独立性の高い政府の専門機関である個人情報保護委員会の監視を受けることも含めまして、これまでと同等の保護水準が確保されているものと考えております。その上で、新ルールの下でも適宜これまでに示された審議会の答申を踏まえますとともに、必要に応じて審議会の意見や個人情報保護委員会の助言を求めることなどにより、適切に個人情報保護制度を運用して参りたいと考えております。

次に、水道事業の広域化についてでございます。将来にわたり安心安全な水道水を供給していくためには、水道事業の基盤強化が求められており、現在、京都水道グランドデザインの改定作業を通じて、市町村域を超えた広域的な観点からも基盤強化策の議論を進めております。この間、各市町村議会では広域化に関して危機管理上の懸念や、住民意見が届きにくくなるといった意見がございました。その点も踏まえた上で、先月開催した広域的連携と推進協議会では、事業の基盤強化を図り、公的な責任をしっかりと果たすという観点から広域化の議論を進めていく必要があるとの認識を市町村長と共有したところでございます。また、日頃から今後の議論にあたっては、各市町村のメリットを明確化することや、それぞれが抱える事情にも配慮することといったご意見を頂いており、こうしたご意見もふまえて、地域の水道事業の将来像について真摯に議論し、広域化に参加するか否かも含め、市町村が地域の実情に応じた方策を選択できるように進めてまいりたいと考えております。

次に北山エリア整備についてでございます。北山エリアはエリア内の各施設がそれぞれの役割、機能を高めながら、相互に連携することで、京都が世界に誇る文化と憩いに包まれながら、人生を豊かにする魅力溢れた交流エリアとなることを目指しております。整備の検討にあたりましては、論点が多岐に渡りますことから、施設ごとに有識者の方々による意見聴取会議において、専門的な視点から議論を行いますとともに、地域の自治会役員の方々や小中学校などとも意見交換を行ってきたところでございます。また去る11月27日、12月4日には府民の方々を対象としたワークショップを開催したところであり、近く府立大学の学生を対象としたワークショップの開催も予定されるなど、幅広く利用者や府民のご意見を伺っている段階でございます。今後とも検討の進捗状況に応じて、分かりやすい情報発信を行いますとともに、どのような形でご意見を伺うかも順次検討しながら、多くの皆様のご意見をお聞きし整備内容に反映して参りたいと考えております。

次の北陸新幹線についてでございます。北陸新幹線につきましては日本海国土軸の一部を形成

いたしますとともに、大規模災害において東海道新幹線の代替機能を果たし、京都府域はもとより、関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識をしております。敦賀大阪間につきましては、現在、鉄道運輸機構において環境影響評価法に基づく手続きが進められているところでございます。北陸新幹線の建設につきましては、環境影響評価法において、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある第一種事業に該当し、必ず環境影響評価を行うことと規定されていることから、環境影響評価が完了した区域でなければ、工事を実施することができないものだと認識しております。京都府と致しましては、引き続き鉄道運輸機構に対し、現在実施中の環境影響評価において、慎重な調査と十分な地元説明を行うよう求めてまいりたいと考えております。

#### 【前川教育長・答弁】

西山議員のご質問にお答えいたします。小中学校の給食費無償化のための財政的支援についてでございます。義務教育における学校給食につきましては、学校給食法により実施運営等は市町村が担い、食材料費である給食費は保護者負担とされているとともに、経済的に厳しい状況による保護者には、就学援助として全額または一部を補助する仕組みが制度化されております。また、義務教育の無償化の範囲は、国において定められており、現在、授業料や教科書代の無償化が措置がなされております。全ての市町村で一律に給食費の無償化を実施することは、就学援助としての位置づけや、財源負担の問題等を国において適正に判断されるべきであると考えております。一方で、急激な物価高騰に伴う保護者負担の急増緩和策として、6月補正予算で学習費高騰緊急対策事業費をご議決いただき、給食費の値上げ分などに限定して支援を講じることとしております。

次に、府立高校における生徒一人一台学習用端末についてでございます。本府におきましては、生徒が自らの文房具のように自由に活用できること、卒業後も端末を使用できることや将来的にも持続可能な手法であることから、自費で購入していただくこととしたところでございます。一方で、保護者の負担を軽減するため、端末購入の補助制度を創設し、全世帯への一律補助に加え、所得に応じて補助を増額するなど、同じく自費購入している他の自治体と比べ、手厚い支援を講じているとともに、経済的には厳しい、いわゆる住民税非課税世帯の方に対しましては、端末の貸し出しも行なっているところでございます。また各高校においても、副読本など教材費にかかる費用の縮減に精力的に取り組んでおり、この間の物価高騰を踏まえて更なる見直しを求めているところでございます。府教育委員会と致しましては、在学中トータルでの費用負担を軽減する取り組みの一層の推進に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

## 全国で進む給食費の無償化を京都でも

#### 【西山議員・指摘要望】ご答弁いただきました。

先日、八幡市議会で子どもの医療費を高校卒業まで無料化することや、学校給食費の無償化などを求める請願が全会一致で採択されたとお聞きしております。こうした声を府民の声として、本府も受け止めるべきです。子どもの医療費については、市町村の意見を聞いてということであれば、積極的に意義を掴んでいくことも是非求めます。府制度の底上げは、すでに独自に拡充をはかってきた自治体にとっては、他の子育て施策への財源確保にもつながることは知事ご自身も

認められてきました。所得制限を設けない現状の措置で、特に通院における対象年齢の引き上げ、早急に実施すべきだと要望しておきます。

給食費の無償化については、先に紹介した 256 自治体の他に、例えば千葉県では、第 3 子のみで無償化を開始されています。こうした全国のとりにくみに学んで、具体的な支援を検討するように求めておきます。

安心修学支援制度について、我が党で実施しているアンケートでも「授業料支援はあるけれども制服代や教材費など含めると厳しい。親の所得で子ども選択を狭めたくない」との声が寄せられています。これまでの成果を踏まえて、さらに制度を拡充されるよう求めておきます。

高等教育の授業料支援について、国の役割という答弁ですけれども、本府でも検討出来ないわけではありません。本府も大学の街として、学生支援様々に取り組んできました。授業料負担に対しても拡充を検討すべきだと、これも要望しておきます。

健康保険証の廃止については、ぜひ中止を求めるべきです。マイナンバーはそもそも任意の程度です。強制的なやり方は問題です。知事として反対の声をあげるよう求めておきます。

個人情報保護について、本府が培ってきた保護の取り組みが後退することは明らかです。条例を改廃することは問題だと指摘をしてきます。

北陸新幹線について、環境アセスメントが住んでない現状の下で、与党があせって別のやり方を進めようとしております。そのこと自体が問題です。延伸計画は中止しかありません、その立場で知事も国や鉄道運輸機構に強く要望されるよう求めてきます。

## 北山エリア一希望者全員が参加し意見を述べられる住民説明会を

【西山議員・再質問】再質問させていただきます。

タブレット端末についてです。今年度、各学校の努力で、保護者の負担軽減に取り組まれ、平均して 2 万円の引き下げが行われたと報告を受けております。その分、既に修学旅行等の影響については先ほどもご紹介した通りです。これに来年度、端末価格が 2 万円以上高騰するということが見込まれる中で、学校の努力では全く追いつかない上に、教育への影響が広がりかねませんが、その点についてはどう認識されておられるのでしょうか。

介護保険制度についてです。先日もある方からご相談がありました。認知症となった 70 代の夫を、同じく 70 代の妻が介護をされております。夫ご本人は、昼も夜もわからずに、1 日 5 回以上も食事を要求されるなどの中で、妻の方はケアプランナーと一緒に、何度も話し合っ、ようやくデイサービスの利用が始まったと。第三者の介護は絶対に必要だと、切実に訴えておられました。この方が要介護 2 であって、この方が外されてことになります。こうした影響については、知事として関係団体、本府の状況について、影響を、調査をするべきだと考えますが、その点についていかがでしょうか。また、私の地元伏見区において、16 年前、介護疲れで親子心中された事件もありました。京都地裁の判決では「裁かれているのは日本の介護制度や行政」とも指摘されました。あの痛苦の経験をもつ本府として、反対の声をあげるべきだと考えます。再度、知事の答弁を求めます。

水道広域化官民連携について、先の協議会をもって合意されたわけではありません。各自治体では議会でも住民へも意見を聞かずに協議会がはじまっているという状況です。さらに、官民連携の道を開けば、結局、民間の利益を保障するために、儲かるところだけ売り渡していくことにも



なりかねないと、私ども指摘もしてきました。何より住民説明も不十分な状況では、方向性も定められないのではありませんか、いかがお考えでしょうか。

最後、北山エリアについて、先日開かれたワークショップにおいても、「たった 15 人の意見で終わるのか」「あと何回するのか」という質問が出されたとお聞きしております。本来は、住民説明会を開いて、希望するすべての府民が意見を述べるようにすることのできる、そういう機会を設けるべきではありませんか、お答えください。

**【西脇知事・再答弁】** 西山議員の再質問にお答えいたします。

まず介護保険制度につきましては、介護保険制度の実態調査についてでございますけれども、京都府におきましては、現在第 9 次の京都府高齢者福祉健康福祉計画の期間が、令和 5 年度末までとなっていますことから、来年度には計画改定の本格議論を始める予定としておりまして、今後、市町村の在宅介護実態調査と集約する中で、高齢者の状況を把握し、それを施策に反映してまいりたいというふうに考えております。

それから、水道事業撥についての、あの市町村ですが、これはあくまでも選択肢を示すということで、当然市町村の意見を尊重するというのは基本的な姿勢でございます。ただ、皆様から水道事業を、基盤強化をする必要があるというのは、公的責任として必要だということでございますので、広域化の議論も含めて、今後の水道事業の在り方については、真摯に議論を進めているということでございますので、その中でそれぞれの市町村にとって、最も良い選択肢を選択して頂けるように、我々も支援して参りたいというふうに考えております。

それから北山エリアの住民説明会の件でございますけれども、まあ私どもの基本的な視点は、なるべく多くの方のご意見をお伺いし、それをエリアの整備に反映してきたいということも順次、有識者による意見聴取会議、そして自治会、小中学校との意見交換、そしてワークショップという風に連ねております。それぞれの進捗状況に合わせて、分かりやすい情報発信をするのはもちろんでございますけれども、どのような形でご意見を今後うかがっていくのかということも、順次検討しながら、できる限り多くの皆様のご意見を賜り、整備の内容に反映してまいりたいと考えております。

**【前川教育長・再答弁】** 西山議員の再質問にお答えいたします。

各高校では、これまでから、校長先生の方針のもと、学校で使用する副読本などの購入を案内してきているところでございます。これらの副読本などについては、単に減らせば良いということではなく、学習用端末の活用によって、機能として代替できる、あるいはより学びが深められるといった教育効果も考慮しながら、各高校で見直しを検討されているものと考えております。例えばこれまで多くの生徒が購入してきておりました電子辞書について購入を任意にしたり、辞書アプリに変更するなどの報告を受けております。こうした方策については、各高校にも情報共有を図っており、引き続き在学中トータルでの見直しが進むよう働きかけて参ります。

## 府民の声を聞き、府民の暮らしを守る政治への転換を

**【西山議員】**

タブレット端末について、これによって電子辞書等のもの買わなくていいということもありま

したけども、現実には今年度タブレットを授業で使われたところで、しかし4月の段階では、保護者の収入を見なければならぬために、タブレットの配備について2学期以降になったところが多く、学校の学校でありました。そういったところでは、電子辞書も当然買ってますし、タブレットも両方買っています。こういう状況が来年度以降も続くことが見込まれます。ですので、学校に対応を任せていくのは大変不十分です。府教委の責任として、教育負担の軽減に逆行するような、こういうやりかたを続けることが問題です。全国に見習って、公費負担での実施に転換するよう求めておきます。

介護保険制度については、反対の声をあげる府内各団体の声を聞いて、知事としても反対を表明されるよう、これも強く求めておきます。

水道事業については、元々、広域化・官民連携のプランのみを示してきたことが問題です。各市町の水道事業の維持に必要な支援を講じていくことを求めます。

北山エリアについて、「順次」という言い方をされますけども、そもそも昨年、住民説明会がされた時に、こういったやり方を、住民説明会を今後も開いていくと表明されたにも関わらず、それがされていないということが問題です。順次というのはどういうことなのか。府民に対して説明することが必要ですし、約束通り住民説明会をやっていくことを改めてもとめます。

府民の暮らしを守る行政の在り方について、質しましたが、共通することは府民の声をまともに聞かずに、施策を進め府民の暮らしを脅かそうとしている点です。我が日本共産党府会議員団として、改めて府民の声を代弁し、暮らしを守る政治の転換を決意して、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。